

鉛給水管Q&A

Q 1	鉛の水質基準とは？
A 1	平成4年に厚生省(現厚生労働省)は、生涯にわたる連続的な摂取をしても人の健康に影響が生じない水準をもととし、安全性を十分考慮して鉛濃度の水質基準を0.1mg/L以下から0.05mg/L以下に改正しました。さらに、水道水中の鉛濃度の一層の低減化を推進するため、平成15年4月1日から、水質基準を0.01mg/L以下に改正しました。
Q 2	鉛給水管を使用している場合、毎日飲んでも安全ですか？
A 2	現在の水質基準(0.01mg/L)は、毎日飲んでも健康に影響がない基準値として定められていますので、通常お使いいただいている状態では問題はありません。しかし、朝一番や長い間留守にした後など、水が滞留した場合には、鉛の濃度が高くなったり、消毒に必要な残留塩素がなくなったりすることがありますので、念のため最初のバケツ一杯程度の水は飲用以外に使用するようおすすめします。
Q 3	「朝一番の水道水(バケツ一杯程度の水)は、飲用以外に使用するようには」とはどういうことですか？
A 3	上下水道局がお客様にお届けしている水道水は、鉛に関する現行の水質基準値(0.01mg/L以下)を満たしていますので、通常使用している際(流水時)の水は問題ありません。 鉛給水管を使用している場合は、長時間使用していないなど、水が滞留した場合には、鉛が溶け出し、一時的に水質基準を超える場合があります。また、塩素も減少し、消毒効果が薄れる場合もあります。水質基準を超える水を使用したとしても、ただちに健康に影響を及ぼすものではありませんが、鉛給水管を使用しているご家庭では念のため、朝夕最初に水を使う時や、旅行などで長期間水道を使わなかったときには、バケツ一杯程度の水は飲用以外に使用するようおすすめします。 ※参考:バケツ一杯の水を約10リットルとすると、口径20mmの給水管の延長で約30m分の水に相当します。
Q 4	給水管である鉛管は個人の財産であり、取替えも個人で行うべきでしょうか。
A 4	配水管分岐部から蛇口までを給水装置といい、お客様の費用で設置したお客様の財産であり、維持管理については原則としてお客様が行うようになっていますが、現在は上下水道局の負担で、計画的に更新しています。
Q 5	鉛給水管が使われているか調査して欲しい。
A 5	お客様のご住所・お名前・電話番号・水栓番号などをお知らせください。上下水道局水循環部水道工務課で管種を調べてから改めてご連絡いたします。 お問い合わせ TEL:0952-33-1332
Q 6	いつ頃まで鉛給水管が使用されていたのですか？
A 6	平成元年8月まで、配水管の分岐部から止水栓の先0.5mほどとメーターの上流と下流に合わせて1mほど使用していました。同年9月からはポリエチレン管に変更しています。
Q 7	鉛給水管はどのくらい市内に残っているのですか？
A 7	平成30年3月末の時点で、メーターまわりの短いものから道路敷きの長いものまで合わせて、11,299件残存しています。
Q 8	上下水道局はどのような取り組みをしているのですか？
A 8	上下水道局では、平成4年度に、鉛を含め金属類の溶出を抑制するためにpH調整設備を設けました。また、平成12年度から全市を対象に、鉛管の実態調査を行いました。平成14、15年度は鉛管の延長が長い給水管・保育所・幼稚園・小中学校、平成16年度は特に子ども達が使用する公園などを中心に鉛管からポリエチレン管への更新を行いました。現在は、平成32年度までの鉛管解消に向けて更新工事を行っています。